

## 購入条件（2013年4月改定）

### 1. 定義

**本請求**とは、製造物責任に関する請求又は知的財産権に関する請求をいう。  
**本契約**とは、注文書をサプライヤーが受諾した際に締結される本条件、注文書及び当事者間で有効な購入契約からなる商品の販売に係る契約をいう。  
**不可抗力**とは、戦争、侵略、市民の暴動、落雷、地震、異常な嵐、火事、洪水及び／又は核、化学的若しくは生物学的汚染をいう。

**本商品**とは、注文書に記載されている本商品並びに関連の一切の証明書、取扱説明書及び安全性データシートをいう。

**グループ会社**とは、エレクトロコンポーネンツ・ピーエルシー・グループのその時々々のメンバーをいう。

**購入契約**とは、両当事者により締結された購入契約をいう。

**知的財産権に関する請求**とは、グループ会社による、本商品に関する特許、意匠権、商標その他知的財産権の侵害又は侵害の疑いから生じる請求をいう。

**注文書**とは、RSの購入注文書又は購入注文書の変更をいう。

**製造物責任に関する請求**とは、合理的に予測可能な使用の際に本商品が安全ではないとする請求をいう。

**別紙**とは、該当する注文書の日付以前に当事者間で締結された契約に含まれる別紙をいう。

**サービス**とは、サプライヤーがRSの顧客に対し提供するサービスをいう。

### 2. 価格

サプライヤーは、注文書又は別紙に規定される価格、又は当事者間で書面により適宜合意される価格で、RSに本商品を販売する。両当事者が書面により別途合意した場合を除き、全ての価格には、梱包費、航空輸送費、保険料、配送費及び関税が含まれるが、付加価値税その他消費税は含まれない。

### 3. 支払い

RSは、サプライヤーからの請求書の日付の月の月末から60日以内に、又は両当事者が書面により合意した期間に、サプライヤーに対し支払いを行う。RSによる支払いは、注文書に沿った本商品の受領を意味するものではない。

### 4. 引渡し、リスク及び所有権

**4.1** RSが別途合意した場合を除き、サプライヤーは、注文書に記載される場所及び引渡日に本商品を引渡す。サプライヤーは、引渡しに必要な一切の許可を取得しなければならぬ。本商品は、適切に梱包、保護され、合意された引渡し及び梱包の仕様に沿った形で引き渡されなければならない。

**4.2** 引渡しは、サプライヤーのリスク及び費用負担で行われる。引渡しの過程で本商品が損失又は損傷した場合、RSは、本商品を検査して本商品の損失又は損傷を引渡しの日から30日以内にサプライヤーに通知しなければならない。その場合、サプライヤーは、自らの費用負担で、損失又は損傷した本商品の交換又は修理を速やかに行わなければならない。RSによる検査の完了をもって引渡し完了とする。

**4.3** 本商品の所有権は、購入価格の支払い又はRSへの本商品の引渡しの完了のいずれか早い時点でRSに移行する。

### 5. 本商品の仕様

**5.1** 本商品は、品質、数量及び内容に関し、注文書及び合意された製品仕様に沿っていない場合、別紙において別途合意された場合を除き、本商品は、提供される書類を遵守し、適用される国内外の基準に従い、関連する一切の検査証明書並びに関連する一切の取扱説明書及び安全性データシートが添付されていない場合、本商品が品質、数量及び内容の点で注文書又は合意された製品仕様に沿っていない場合、RSは、本商品を検査して当該事実を引渡しの日から30日以内にサプライヤーに通知しなければならない。RSが当該通知を行った場合、サプライヤーは、自らの費用負担で、本商品の交換又は修理を速やかに行わなければならない。

**5.2** サプライヤーは、本商品を世界的に販売するか又は本商品を輸出するためのRSの能力に対する制限を確認し、サプライヤーが認識した当該制限をRSに通知し、要請に応じて、該当するあらゆる地域について、輸出管理分類番号（該当する場合）、必要承認、証明書及びマークをRSに提供する。

**5.3** その他の法的救済措置に加えて、RSは、上記第5.1項に従っていない引渡しを拒否することができる。

### 6. 本商品の品質

**6.1** 本商品は、その目的に適合していなければならない。当事者間で書面により合意された特別な目的がある場合には、本商品は、かかる特別な目的に適合するものとする。

**6.2** 法により暗示される品質に関する条件に加えて、サプライヤーは、本商品が新品の状態であること、本商品が満足できる品質であること、本商品が材質、デザイン及び仕上がりにおいて欠陥（第4.2項及び第5.1項による引渡し時における商品検査によって発見できなかった欠陥を含むが、それに限られない。）がないこと、提供される安全性データシートが最善の慣行に従っていること、並びに本商品が合理的な使用の際に安全であり、あらゆるマーケティング情報、データシート及びサプライヤーにより提供されたその他の情報を遵守していることを保証する。

### 7. 保証期間

**7.1** RSの顧客に対する引渡日から12ヶ月以内（又は、別紙に明記されるその他の期間）に、第6項に規定される保証の違反が認められた場合、RSは、サプライヤーに書面による通知を行い、サプライヤーのリスク及び費用負担で、欠陥のある本商品をサプライヤーに返品することができる。サプライヤーは、通知から1ヶ月以内に、代金及び一切の配送費をRSに支払わなければならない。

**7.2** 本第7項は、欠陥のある本商品に関しRSが法律上有するその他の権利又は救済措置を制限するものではない。

### 8. 製造物責任に関する請求

**8.1** サプライヤーは、本商品が、合理的に予測可能な使用の際に本商品が安全であるよう設計及び製造されたことを保証し、適切な安全性データシートをRSに

提供する。

**8.2** サプライヤーは、本商品及びサービスに関する一切の製造物責任に関する請求によって又はそれに関連して生じた一切の債務、手続き、費用（弁護士費用を含むが、それに限られない。）、損害、損失又は経費（本商品の修理又は交換に関する費用を含むが、それに限られない。）について、各グループ会社に完全かつ有効に補償する。サプライヤーはまた、下記第11項に従うことを条件に、当該本商品について支払われた価格をRSに返金する。

**8.3** 本商品についてグループ会社に対する製造物責任に関する請求がなされた場合、サプライヤーは、自らに対する商品供給業者の名称及び住所をRSに通知することに合意する。

### 9. 製品リコール

**9.1** RSが本商品の欠陥又は本商品の注文書、本購入条件若しくは合意された製品仕様との不整合を発見したか又はそれらを合理的に疑う場合、RS又はグループ会社は、欠陥又は不整合の品目又はその関連する本商品と同じ内容の本商品をリコールすることができる。RSは、RS又はグループ会社がリコールの提案を行う場合、サプライヤーに通知を行う。RSは、最適な措置についてサプライヤーと協議するが、サプライヤーの要求を満たすために製品リコールを遅らせる義務を負わない。

**9.2** サプライヤーは、製品リコールを行う際にグループ会社が被った一切の費用（顧客に支払われた費用及び損害賠償を含む。）並びにリコールの広告を行い、顧客と連絡を取る際に被った費用を、要求に応じて、RSに返金する。サプライヤーは、RS又は関連するグループ会社に対し、当該本商品について支払われた価格を返金する。

### 10. 知的財産権

**10.1** 全てのグループ会社は、サプライヤー（及び第三者の製造業者）の商標、装丁、ロゴ、本商品のイメージ、記載、データ及び本商品に関連してサプライヤーからRSに提供された全ての資料を、世界中のあらゆる地域で、現在知られているか又は本契約の日付以降に開発されたかを問わずあらゆる媒体において、追加費用を支払うことなく、印刷された又は電子的形態のグループ会社のカタログ又はその他の宣伝用資料に使用することができる。但し、当該グループ会社は、商標、装丁及びロゴの使用に関しサプライヤー（及び製造業者）から随時提供される合理的な指示に従うものとする。当該許諾は、本契約の解除にかかわらず、上記のグループ会社のカタログ及び宣伝用資料（ハード・コピー、電子的、オンライン等形態の如何を問わない。）の存続期間の間存続する。

**10.2** RSは、RSが随時書面により要請した場合、別紙に記載されるRSが所有する商標を本商品に使用することをサプライヤーに許諾する。

**10.3** 本商品にグループ会社の商標、ロゴ又は装丁が含まれる場合、サプライヤーは、RSの書面による同意を最初に得ることなく、当該本商品を第三者に供給してはならない。

**10.4** サプライヤーは、サプライヤーが本商品を供給し、第10.1項に記載される権利を付与するための権利を有することを保証し、下記第11項に従うことを条件に、一切の知的財産権に関する請求によって又はそれに関連して生じた一切の債務、手続き、費用（弁護士費用を含むが、それに限られない。）、損害、損失又は経費について、各グループ会社に完全かつ有効な補償を行う。

### 11. 補償関連事項

**11.1** いかなる補償も、本請求の影響を受ける本商品についてグループ会社が有する法律上のその他の権利又は救済措置を制限することを意図していない。

### 12. 贈収賄防止

**12.1** サプライヤーは、贈収賄防止及び汚職防止に関し適用される一切の法、規則及び規制（2010年贈収賄防止法を含むが、それに限られない。）（「**関連要件**」）を遵守し、サプライヤーの関係者又は本契約に関連して商品若しくはサービスを提供するその他の者にそれらを遵守させる。サプライヤーはまた、  
(i)（直接的又は間接的に）RSの従業員、代理人又は下請業者に対し、サプライヤーに談話し又はサプライヤーに利益を与えるよう勧誘してはならず、贈物、金員その他勧誘の見返りにいかなる行為も行ってはならない。  
(ii) RSが関連要件を違反することになるような行為を行ってはならず、また行わない。

(iii) 本契約の履行に関連してサプライヤーが受けた、不当な金銭的その他利益の要請又は要求を速やかにRSに報告する。

(iv) 本契約の期間中、独自の方針及び手続き（関連要件を遵守するための適切な手続きを含むが、それに限られない。）を制定及び維持し、RSの要請に応じて、速やかに当該方針の写しを提供するか又はそれに対するアクセスを提供する。

**12.2** サプライヤーは、RSの従業員が以下の行為を行うことができない旨を通知されている。

(i) RSと取引を行っているか又はそれを企図している会社又は個人から、名目以上の贈物、貸付、過剰な接待又はその他の相当な優遇を受けること。

(ii) RSと取引を行っているか又はそれを企図している会社又は個人からの贈物又はその他の優遇を求めること。

**12.2** 接待は、正当な業務上の目的がある場合のみ受けることができる。当該接待は、合理的であり、RSの従業員、代理人又は下請業者が返礼することができるものでなければならない。

**12.3** 贈物及び接待に対する金銭的制限は、RSの贈収賄防止の方針並びに日本の刑法及び不正競争防止法に含まれており、要請により詳細が入手可能である。

**12.4** 本第12項の違反は、本契約の重大な違反であり、是正不可能である。

### 13. 総則

**13.1** その他の権利又は救済措置を制限することなく、サプライヤーの破産によりサプライヤーが何らかの措置を講じるか又は受けた場合、サプライヤーに書面による通知を行うことにより、RSは、本契約及び／又は購入契約の一部又は全部を解除することができる。

**13.2** サプライヤーが本条件を遵守しなかった場合、RSは、書面による通知を行うことにより、責任を負うことなく、また、サプライヤーに対するその他の権利及び救済措置に影響を及ぼすことなく、本契約及び／又は購入契約の一部又は全

部を解除することができる。

- 13.3 サプライヤーは、不可抗力によって生じたRSへの引渡しの遅延（1ヶ月を超えないものとする。）について責任を負わない。但し、サプライヤーは、不可抗力について速やかにRSに通知を行い、可及的速やかに不可抗力を終了させるよう最大限の努力を払うものとする。
- 13.4 本条件の変更は、RSが書面により明示的に承認した場合にのみ有効である。
- 13.5 本条件に基づく一切の通知は、かかる目的のために異なる住所が通知された場合を除き、注文書に記載の住所宛てにファーストクラスの配達証明付郵便又は宅配便で送付されなければならない。郵便又は宅配便で送付された通知は、送付後7日目に効力を発する。
- 13.6 本契約は、その主題に関して当事者間で合意された一切の条件を含み、口頭か書面かを問わず、当事者間の過去の合意、了解又は取り決めに優先する。
- 13.7 あらゆる購入契約及び各本契約は、英国法に準拠し、両当事者は、英国の裁判所の非専属的裁判管轄に服する。但し、RSは、あらゆる管轄裁判所において本契約を執行することができる。